

令和3年度  
第3回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和3年6月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第3回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年6月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和3年6月24日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年6月24日 13時00分			議長	山本 範夫
	閉会	令和3年6月24日 14時08分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 18名 欠席 0名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	△	12	立柳 優	△
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

遅延：議席番号2 日戸重雄 13：42 着席 第5号議案より出席

遅延：議席番号12 立柳 優 13：34 着席 第4号議案より出席

議事録署名委員	議席番号 16番	松村勝彦	議席番号 1番	三浦美恵子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	伊藤純子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和査		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時00分）

事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。事前に欠席の報告は来ておりません。議席番号2番日戸重雄委員が仕事のため、遅れて出席します。議席番号12番立柳優委員が所用のため、遅れて出席します。現在の出席委員は18名中16名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（山本会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第3回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、16番 松村勝彦 委員、1番 三浦美恵子 委員を指名します。

## 3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和3年度八幡平市農業委員会第3回総会の会期についてお諮りいたします。

第3回総会の会期は令和3年6月24日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和3年度第3回総会の会期は、令和3年6月24日の1日間とすることに決定いたしました。

## 4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第4回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。第4回運営委員会報告を致します。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、並びに8項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和3年6月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、7月9日（金）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和3年度第3回総会についてとなります。本日の第3回総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。なお、併せて関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

3項目め。令和3年度農地パトロールの実施についてとなります。内容について協議を行ったところ、記載したとおり決定されましたが、詳細については、所属をされる地区調査会で事務局より説明を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

次のページの左上、4項目め。令和3年度タブレット研修についてとなります。内容について協議を行ったところ、記載したとおり決定されましたが、同じく詳細については、地区調査会で事務局より説明を行う事としております。

5項目め。推進委員の現地調査及び総会への参加についてとなります。内容について協議を行ったところ、6ページの下側に記載したとおり現地調査の編成案について、地区調査会でご協議をいただく事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

次のページの左上、6項目め。令和3年度「農地の日」の取り組みについてとなります。内容について協議を行ったところ、記載したとおり決定されましたが、地区調査会で取り組みについてご協議をいただく事としております。

7項目め。農業委員及び推進委員の任期満了に伴う活動の振り返りについてとなります。内容について協議を行ったところ、記載したとおり決定されましたが、改めて本日の第2回委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

8項目め。先進地視察研修の実施についてとなります。内容について協議を行ったところ、記載したとおり決定されましたが、同じく本日の第2回委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、次のページの左上、5情報提供等となります。

運営委員から1件の質問があり、事務局より回答を行いました。

続きまして、事務局から1件の情報提供を行いました。

内容は新型コロナウイルス感染症感染防止対策についてであり、市の新型コロナウイルス対策本部の直近の資料で説明を行いました。

任期満了の方々全員で懇親会を行いたいという会長の意向で事務局は準備を進めている所ですが、対策本部の担当者に現在の基準を確認した所、大人数での会食は難しいとの見解が示されております。また、市の行事では何かがあったときのことを考慮し、大人数での会食は今の段階ではやってないのが現状です。

この様な状況から事務局として、50人弱が一同に会しての懇親会は今現在の想定では難しいと考えている、とのことを運営委員の皆様にお伝えしました。

引き続いて、1名の運営委員から「関係する団体の事務局から、飲み食いの交流会は誰も責任を取れないから事務局としては中止の方向で行きたいという話しがされました」との情報提供があり、1名の運営委員から「全員でやるお別れ会はやらない方が良いと思います」との認識が示されました。

以上が、運営委員会で行った内容ですが、6月21日(月)に市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されましたので、その会議で出された情報を本日の委員合同会議の情報提供等で事務局より情報提供を行う事としております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和3年度第4回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和3年6月24日 運営委員長 会長 山本範夫。

議長（山本会長）

ただ今の「第4回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和3年5月25日から令和3年6月23日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧6番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は6月14日の月曜日でございます、20件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、4番委員高橋正志委員、9番委員菊田健生委員、10番委員中村一彦委員の3名でございます。

また、事務局からは古川主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 8 件となっております。

申請番号 1、野駄第 4 地割 292-1、畑、2,416 m<sup>2</sup>を含む 27 筆 39,473 m<sup>2</sup>です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻と野菜を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 2、野駄第 6 地割 41、畑、3,987 m<sup>2</sup>を含む 24 筆 29,585 m<sup>2</sup>です。

経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。

申請地は今まで譲受人が水稻と野菜を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 3 番～6 番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号 3～6、申請番号 3、松尾寄木第 5 地割 89、畑、2,850 m<sup>2</sup>です。

申請番号 4、松尾寄木第 5 地割 92、畑、2,593 m<sup>2</sup>です。

申請番号 5、松尾寄木第 5 地割 90、畑、2,932 m<sup>2</sup>です。

申請番号 6、松尾寄木第 5 地割 91、畑、2,588 m<sup>2</sup>です。

売買による所有権の移転です。申請地は今までそれぞれ譲渡人が、自己保全管理していた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号7、平館第25地割240、田、2,597㎡を含む2筆4,440㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで、譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号8、帷子第16地割57-67、畑、1,818㎡です。贈与による所有権移転の移転です。申請地は今まで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については4～5ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1～2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号10番 中村一彦 委員にお願いします。

10番（中村委員）

10番 中村一彦です。

申請番号1番ですが、位置は松尾八幡平I.Cから約500mの地点、また松尾中学校を中心に約1.7km以内に点在しております。経営移譲年金受給にかかる親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は松尾中学校を中心に約900m以内に点在し、また八幡平市役所から南に約1km以内に点在しております。経営移譲年金受給にかかる親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号3番から6番ですが、関連がありますので一括して説明します。位置は松尾八幡平I.Cから南西へ約2.3kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号7番ですが、位置は平館高等学校から南に約200mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号8番ですが、位置は西根第一中学校から東へ約2.8kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に、作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』

議長(山本会長)

次に、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は2件となっております

申請番号1、細野443-2 田 3,924㎡を含む3筆9,665㎡です。申請人は、水稻とそばを主として、16,653㎡を耕作しており、取得した場合、そばを作付するとのことです。営農状況は、トラクター、トラックを所有し、農業従事人数は1名、従事日数は210日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

申請番号2、細野443-2 田 3,924㎡を含み3筆9,665㎡です。申請人は、水稻と野菜を主として、332,362.58㎡を耕作しており、取得した場合、水稻を作付するとのことです。営農状況は、トラクター、田植機などを所有し、農業従事人数は3名、従事日数は300日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

併せて、関係資料の3ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 10 番 中村一彦 委員にお願いします。

10 番（中村委員）

10 番の中村一彦です。

申請番号 1 番ですが、位置は J R 安比高原駅から北西へ約 2 k m の地点です。

申請者は、水稲とそばを主として農業をしており、経営面積は 16,653 m<sup>2</sup>です。取得した場合、そばを作付するとのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は J R 安比高原駅から北西へ約 2 k m の地点です。

申請者は、水稲と野菜を主として農業をしており、経営面積は 332,362.58 m<sup>2</sup>です。取得した場合、水稲を作付するとのことです。

申請人は、周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決いたします。本案について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 2 号『買受適格証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 3 号『農地法第 5 条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 3 号『農地法第 5 条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、松尾寄木第5地割87-6、畑、103㎡を含む2筆、984㎡です。

当初の計画では、転用事業者がトラックスケール棟の建設と駐車場の敷設する目的で申請がされた案件で、平成27年4月15日に許可されたものです。変更内容ですが、変更後はトラックスケールの建設を取りやめ、管理棟の建設と駐車場の敷設を行う計画となっております。

変更が必要となった経緯ですが、当初の計画では、子豚の出荷のための体重管理をトラックスケールで行う予定でしたが、その後、子豚の出荷時期を肥育日数で管理する方針に変わったことでトラックスケールの必要性が薄れたこと、また、従業員が増えたことで新たな管理棟の建設の必要性が出てきたことから、計画の見直しを行ったとのことことです。

関係資料の4ページをご覧ください。農地区分は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、農業用施設等に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 菊田健生 委員にお願いいたします。

9番（菊田委員）

9番の菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置は東北自動車道松尾八幡平ICから南西へ約2.0kmの地点です。

平成27年に許可を得た転用事業計画では、子豚の出荷時期を体重で管理するためのトラックスケールの建設を予定していましたが、トラックスケールによる重量管理の必要性が薄れ、また、従業員の増加により管理棟が狭くなり、新たな管理棟および駐車場の整備が必要となったため、事業計画の変更を行いたいとのことでありました。

申請地は、転用許可日から6年以上経過し、計画通りの転用事業を行っていなかったことは遺憾ではありますが、新たな計画により、確実に事業を遂行することが見込まれること、及び、申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、農業用施設等に該当することを確認できたため、農地転用事業計画変更は承認できるものと判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。本案について、『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第3号『農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の12ページをお開きください。今月の申請は6件になります。

申請番号1、平館第2地割308、田、1,988㎡

転用の目的は、賃貸借権の設定による休憩所と駐車場の敷設で、3年間の一時転用です。内容は、休憩所、駐車場が計画されております。

申請番号2、大更第39地割237-5、田、423㎡

転用の目的は、使用貸借権の設定による一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場、通路等が計画されております。

申請番号3、大更第29地割25-1、田、531㎡

転用の目的は、使用貸借権の設定による一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場が計画されております。

申請番号4、松尾寄木第5地割87-6、畑、103㎡を含む2筆、984㎡

こちらは先ほどの議案第3号でご審議いただいた、転用事業計画の変更後の申請となります。転用の目的は、使用貸借権の設定による管理棟の建設です。内容は、管理棟、駐車場、通路が計画されております。

申請番号5、西根寺田第17地割14-1、田、424㎡

転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場が計画されております。

申請番号 6、大更第 5 地割 148-4、田、169 m<sup>2</sup>

転用の目的は、贈与による駐車場の敷設です。内容は、駐車場が計画されております。

関係資料の 4 ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号 1 番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3 年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

申請番号 2 番は、令和 2 年 10 月 23 日開催の第 7 回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、令和 3 年 1 月 21 日づけで農用地から除外が決定しており、除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号 3 番ですが、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続して設置することが確認されております。

申請番号 4 番ですが、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、農業用施設等に該当することが確認されております。

申請番号 5 番ですが、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号 6 番ですが、令和 2 年 10 月 23 日開催の第 7 回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、令和 3 年 1 月 21 日づけで農用地から除外が決定しており、除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、既存施設の 2 分の 1 までの拡張は認められており、当該案件は既存施設が 342 m<sup>2</sup> に対し、申請面積が 169 m<sup>2</sup> であることから、例外規定の既存事業の拡張に該当しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 9 番 菊田健生 委員にお願いいたします。

9 番（菊田委員）

9 番の菊田健生です。

申請番号 1 番ですが、位置は JR 松尾八幡平駅から東へ約 1.7 k m の地点です。転用の目的は、賃貸借による休憩所・駐車場の敷設で、3 年間の一時転用です。現況は、田で自己保全管理されておりましたが、事業完了後は田に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農用地区域内の農地となりますが、3 年以内の一時転用は、許可が認められております。

申請番号 2 番ですが、位置は西根総合支所から北東へ約 2.5 k m の地点です。転用の目的は、使用貸借による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、実家の隣接地であり、利便性が良く、土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号3番ですが、位置は市役所から北西へ約1.0kmの地点です。転用の目的は、使用貸借による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、実家の隣接地であり、利便性が良く、土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号4番ですが、位置は東北自動車道松尾八幡平ICから南西へ約2.0kmの地点です。転用の目的は、使用貸借による管理棟の建設と駐車場の敷設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、既設肥育棟に隣接しており、既存の進入路が現状のまま利用できるため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、農業用施設等に該当することを確認いたしました。

申請番号5番ですが、位置は寺田小学校から南西へ約300mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、実家の近くであり、利便性が良く、土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号6番ですが、位置はJR東大更駅から南西へ約2.0kmの地点です。転用の目的は、贈与による駐車場の敷設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、現在住んでいる宅地に隣接しており、利便性が良いため、選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、既存施設の拡張に該当することが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の14ページをお開きください。今月の申請は4件になります。関係資料6ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1番と2番は関連がありますので、まとめて説明いたします。

申請番号1、松尾第3地割78、田、254㎡

申請番号2、松尾第3地割79、田、179㎡

現況は、隣接する宅地と一体的に利用されており、宅地化しておりました。

申請番号3、大更第36地割2-17、畑、114㎡です。現況は、隣接する住宅の敷地と一体的に利用されており、宅地化しておりました。

申請番号4、平館第20地割42-1、田、183㎡です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 菊田健生 委員にお願いいたします。

9番 (菊田委員)

9番の菊田健生です。

申請番号1番と2番は関連がありますので、まとめて報告いたします。

位置はJR松尾八幡平駅から北西へ約300mの地点です。現況は、隣接する宅地と一体的に利用されており、宅地化しておりました。申請地は、昭和46年頃に物置が建設され、隣接する宅地と一体的に利用されるようになり、宅地化してしまったとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は西根総合支所から南東へ約400mの地点です。現況は、隣接する宅地と一体的に使用されており、宅地化しておりました。申請地は、周辺の道路から農作業機械が入

れない場所にあり、かねてから親族が隣接する宅地と一体的に利用しており、平成元年頃に宅地化してしまったとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は JR 平館駅から南東へ約 600mの地点です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、父親が高齢により不耕作となり、平成8年頃に山林化しまったとのことでした。

いずれの農地も非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16ページをご覧ください。今月の申請は、24件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第22地割290、田、1,768㎡です。

申請番号 2、田頭第 20 地割 6-2、田、729 m<sup>2</sup>です。

申請番号 3、平館第 22 地割 5、田、515 m<sup>2</sup>を含む 30 筆 26,912 m<sup>2</sup>です。

申請番号 4、平館第 29 地割 21、田、972 m<sup>2</sup>です。

申請番号 5、西根寺田第 14 地割 103-1、田、1,695 m<sup>2</sup>です。

申請番号 6、野駄第 27 地割 430、畑、4,124 m<sup>2</sup>を含む 3 筆 11,559 m<sup>2</sup>です。

申請番号 7、小柳田 407、田、854 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 1,974 m<sup>2</sup>です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 8、打田内 517、田、1,774 m<sup>2</sup>を含む 3 筆 4,862 m<sup>2</sup>です。

申請番号 9、目名市 91、田、2,022 m<sup>2</sup>を含む 4 筆 6,260 m<sup>2</sup>です。

申請番号 10、日泥道ノ下 18-1 の一部、田、1,427 m<sup>2</sup>を含む 3 筆 6,436 m<sup>2</sup>です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 11、大更第 18 地割 346、田、695 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 2,577 m<sup>2</sup>です。なお、共有地のため共有者の同意書が添付されております。

申請番号 12、大更第 31 地割 449、田、3,819 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 4,563 m<sup>2</sup>です。

申請番号 13、田頭第 6 地割 119、田、976 m<sup>2</sup>を含む 5 筆 3,448 m<sup>2</sup>です。

申請番号 14、田頭第 1 地割 38-14、畑、2,438 m<sup>2</sup>を含む 22 筆 20,690 m<sup>2</sup>です。

申請番号 15、平笠第 18 地割 100-1、田、1,543 m<sup>2</sup>を含む 20 筆 31,912 m<sup>2</sup>です。

申請番号 16、野駄第 6 地割 49、畑、411 m<sup>2</sup>を含む 9 筆 7,113 m<sup>2</sup>です。

申請番号 17、松尾第 1 地割 235-1、畑、10,109 m<sup>2</sup>です。

次に、中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。

申請番号 18、平館第 28 地割 26、田、1,388 m<sup>2</sup>を含む 5 筆 4,128 m<sup>2</sup>です。なお今、ご説明した申請番号 18 番については、令和 3 年 5 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地で、一時貸付となり 3 年後の令和 5 年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 19、平館第 15 地割 99、田、1,989 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 2,165 m<sup>2</sup>です。

申請番号 20、田頭第 12 地割 131-1、田、891 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 1,621 m<sup>2</sup>です。

申請番号 21、西根寺田第 9 地割 112、田、858 m<sup>2</sup>を含む 4 筆 2,580 m<sup>2</sup>です。

申請番号 22、野駄第 7 地割 2、畑、2,521 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 8,686 m<sup>2</sup>です。

申請番号 23、平館第 30 地割 295-1、田、26 m<sup>2</sup>を含む 9 筆 7,435 m<sup>2</sup>です。

申請番号 24、帷子第 7 地割 28-27、畑、6,554 m<sup>2</sup>です。

なお、申請番号 19 については、令和 3 年 5 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地を新たな担い手へ売り渡しをする申請となります。

また、申請番号 20~24 については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

申請地の明細については 21~24 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』  
議長(山本会長)

次に、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案26ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は1件です。なお計画案の農地については、令和2年3月総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1、松尾寄木第33地割323、田、1,668㎡です。

なお、この申請については、再配分となりますので、前権利設定の残期間となることを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(山本会長)

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第8号『令和2年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』

議長 (山本会長)

次に、議案第8号『令和2年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (立花事務局長補佐)

総会資料の11ページをお開きください。

(提案理由朗読後、内容説明)

こちらは、国の「農業委員会の適正な事務実施について (H21. 1. 23 付)」の通達のもと、定められた様式で全国的に統一した様式で行っているものであります。

次に、今までの経緯をご説明します。令和3年5月25日の令和3年度第2回農業委員会議において審議・決定を受け、本日の第3回総会に提出を行うものです。

14ページから21ページにつきましては、令和3年度第1回運営委員会におきまして案として決定をいただき、4月9日から5月10日までの約30日間、農業者等からの意見を募集したところ、この件に関する意見は無かったものです。それを踏まえ作成した内容についてご説明いたします。

14ページをお開き願います。「Ⅰ農業委員会の状況」といたしまして、1から2につきましては、決定された案のとおりとなっております。

15ページをお願いします。「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」といたしまして、1から4につきましては農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

16ページをお願いします。「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」といたしまして、

1 から4につきましては農業者からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

17 ページをお願いします。「IV遊休農地に関する措置に関する評価」といたしまして、1 から4につきましては農業者等からの意見が無かったことから決定された案のとおりとさせていただきます。

18 ページをお願いします。「V違反転用への適正な対応」といたしまして、1 から3につきましては農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

19 ページをお願いします。「VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」といたしまして、1 から次ページの4につきましては決定された案のとおりとなっております。

21 ページをお願いします。「VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」といたしまして、15 ページから 20 ページの内容に関して意見が有った場合に記載するページとなっております。地域の農業者等から意見が無かったことからすべての項目を「なし」として記載させていただきます。

続きまして、「VIII 事務の実施状況の公表等」といたしまして、1 から3につきましては、決定された案のとおりとなっております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議をお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第8号『令和2年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第9号『令和3年度八幡平市農業委員会活動計画について』

議長（山本会長）

次に、議案第9号『令和3年度八幡平市農業委員会活動計画について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の23ページをお開きください。

（提案理由朗読後、内容説明）

26ページをお開き願います。「Ⅰ基本方針」でございます。令和2年度の基本方針と大きな変更はございません。

27ページをお願いします。「Ⅱ実施計画」になります。1の会議の開催につきましては、新体制に移行した平成30年9月以降に開催をしている総会、運営委員会等となります。続きまして2の研修、3の国・県関係機関団体との連携を記載しております。

28ページをお願いします。4の主な業務等につきましては、基本方針にもありましたとおり、（1）法令事務につきましては、農地業務あるいは農地等の利用関係、紛争処理業務等の透明性を確保し公平、公正に実施をすることとしております。

続きまして、（2）促進事務につきましては、28ページから30ページに亘り①から⑨までそれぞれの業務を記載しております。なお、文章中の表につきましては令和2年度の確定数値及び令和3年度の目標数値が掲載されております。

32ページから34ページとなります。続きまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。こちらにつきましても令和2年度活動点検・評価と同じように、令和3年度第1回運営委員会におきまして案として決定をいただき、4月9日から5月10日までの約30日間、地域の農業者等から意見を求めたものでございます。同様に農業者等からの意見は有りませんでした。

32ページをお願いします。「Ⅰ農業委員会の状況」といたしまして、1から2につきましては、決定された案のとおりとなっております。

33ページをお願いします。「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」といたしまして、2の令和3年度の目標及び活動計画でございます。目標としては、集積面積を5,532ha、管内の農地面積の60%の集積を目標とする、設定となります。農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

続きまして、「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」といたしまして、2の令和3年度の目標及び活動計画でございます。参入目標数を2経営体、参入目標面積を2.0haとする、設定となります。農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

34ページをお願いします。「Ⅳ遊休農地に関する措置」といたしまして、2の令和3年度の目標及び活動計画でございます。目標としては、遊休農地の解消面積を8.0ha、昨年度の実績から実現可能な面積を目標とする、設定となります。農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

続いて、「Ⅴ違反転用の適正な対応」といたしまして、2の令和3年度の活動計画に対する農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

なお、今後の流れですが、本日の総会で決定をされました後に、今月中に全国農業会議所ホームページで結果の公表が行われ、同じく今月中に県をとおして東北農政局に報告となることを申し添えます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議をお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第9号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第9号『令和3年度八幡平市農業委員会活動計画について』は、原案のとおり決定いたしました。

## 6 閉会（14時08分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第3回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（伊藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年7月26日

会 長 \_\_\_\_\_

16番 委 員 \_\_\_\_\_

1 番 委 員 \_\_\_\_\_

# 令和3年度

## 第3回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和3年6月24日（木）午後1時00分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議事録署名人の選任

#### 3 会期の決定

#### 4 報 告

- (1) 第4回運営委員会報告
- (2) 農地法等に関する業務報告

#### 5 議 事

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- 議案第2号 買受適格証明願に対する可否の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
- 議案第8号 令和2年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について
- 議案第9号 令和3年度八幡平市農業委員会活動計画について

#### 6 閉 会